

インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業に従事する
労働者に行う健康診断結果の保存と通知について（案）

1. インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業者に行う健康診断結果
取り扱いの基本的な考え方

インジウム・スズ酸化物（ITO）については、肺を標的臓器とした発がんを含む健康障害を起こす可能性が確認されたところである。

こうしたことから、ITOを製造し、又は取り扱う場所での作業（以下「ITO等取り扱い作業」という。）に常時従事する労働者に実施する健康診断結果の保存等については、想定される健康障害の特性に着目し、がん等、慢性障害を念頭に置いた特定化学物質に係る規定に準じた取り扱いとすることとしてはどうか。

2. ITO等取り扱い作業に従事する労働者に行う健康診断結果の
保存について

事業者は、ITO等取り扱い作業に従事する労働者について、技術指針に基づく健康診断を実施したときには、その結果に基づき、労働者ごとに記録を作成し、これを30年間保存すること。

3. ITO等取り扱い作業に従事する労働者に行う健康診断結果の
通知について

事業者は、ITO等取り扱い作業に従事する労働者について、技術指針に基づく健康診断を実施したときには、健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知すること。

(参考) 特定化学物質障害予防規則 (抜粋)

(健康診断の結果の記録)

第40条 事業者は、前条第1項から第3項までの健康診断(法第66条5五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。)の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票(様式第2号)を作成し、これを5年間保存しなければならない。

2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務(クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。)に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを30年間保存するものとする。

(健康診断の結果の通知)

第40条の3 事業者は、第39条第1項から第3項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。